

平成 27 年 9 月

第 13 回尼崎市議会定例会議案

( 3 )



## 目 次

### < 予算 >

- 議案第 89号 平成27年度尼崎市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第 90号 平成27年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第1号)
- 議案第 91号 平成27年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算(第1号)
- 議案第 92号 平成27年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)
- 議案第 93号 平成27年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算(第1号)

### < 条例 >

- 議案第 94号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 尼崎市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97号 尼崎市立中学校給食検討委員会条例について
- 議案第 98号 尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例について
- 議案第 99号 尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例について
- 議案第 100号 尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会条例について
- 議案第 101号 尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 102号 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 103号 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃

## 止等に関する条例について

### < その他 >

- 議案第 1 0 4 号 工事請負契約の変更について（旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事）
- 議案第 1 0 5 号 工事請負契約の変更について（大庄小学校校舎棟耐震補強等工事）
- 議案第 1 0 6 号 工事請負契約の変更について（大島小学校北棟改築等工事）
- 議案第 1 0 7 号 工事請負契約の変更について（立花小学校校舎棟改築等工事）
- 議案第 1 0 8 号 工事請負契約の変更について（名和小学校北棟改築等工事）
- 議案第 1 0 9 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 1 1 0 号 市道路線の一部廃止について
- 議案第 1 1 1 号 市有地の売払いについて
- 議案第 1 1 2 号 平成 2 6 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 1 3 号 平成 2 6 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 1 4 号 平成 2 6 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

# 予 算



議案第 89 号

平成 27 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 269,814 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 208,431,726 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表市債補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		47,432,560	10,000	47,442,560
	10 国庫補助金	7,429,522	10,000	7,439,522
60 繰入金		5,805,684	554,917	5,250,767
	10 繰入金	4,897,082	554,917	4,342,165
65 繰越金		6,501	93,000	99,501
	05 繰越金	6,501	93,000	99,501
70 諸収入		7,497,728	9,203	7,506,931
	30 雑入	5,453,077	9,203	5,462,280
75 市債		30,085,400	172,900	30,258,300
	05 市債	30,085,400	172,900	30,258,300
歳入合計		208,701,540	269,814	208,431,726



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		13,212,216	184,000	13,396,216
	05 総務管理費	10,362,957	184,000	10,546,957
15 民生費		95,801,855	14,363	95,816,218
	10 児童福祉費	23,884,167	14,363	23,898,530
35 商工費		2,154,676	10,000	2,164,676
	05 商工費	2,154,676	10,000	2,164,676
40 土木費		21,982,660	659,187	21,323,473
	05 土木管理費	8,956,299	659,187	8,297,112
50 教育費		26,962,291	181,010	27,143,301
	10 小学校費	13,141,091	141,919	13,283,010
	15 中学校費	2,380,010	31,591	2,411,601
	35 社会教育費	1,190,585	7,500	1,198,085
歳出合計		208,701,540	269,814	208,431,726

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
小学校施設耐震化事業	平成28年度	127,900	平成28年度	215,500

第3表 市債補正

(単位 千円)

変更

起債の目的	補正前		補正後	
学校施設整備事業費	限度額	11,000,100	限度額	11,173,000

一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 3 号 )

議89-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	47,432,560	10,000	47,442,560			
10 項 国庫補助金	7,429,522	10,000	7,439,522			
10 目 総務費補助金	267,772	3,000	270,772	地域活性化 ・地域住民 生活等緊急 支援交付金	3,000	○ (企画財政局) 補助率 10/10 3,000 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付 金事業の実施(経済対策)に伴う補正
50 目 教育費補助金	2,288,537	7,000	2,295,537	地域活性化 ・地域住民 生活等緊急 支援交付金	7,000	○ (教育委員会事務局) 補助率 10/10 7,000 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付 金事業の実施(経済対策)に伴う補正

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,805,684	△554,917	5,250,767			
10 項 基金繰入金	4,897,082	△554,917	4,342,165			
05 目 財政調整基金繰入金	1,698,985	△564,917	1,134,068	財政調整基 金繰入金	△564,917	○ (企画財政局) 補正財源の調整として財政調整基金繰入金 △564,917 を補正
25 目 環境基金繰入金	48,974	10,000	58,974	環境基金繰 入金	10,000	○ (経済環境局) 中小企業エコ活動総合支援事業の実施に伴 う補正 10,000

議89-8

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	6,501	93,000	99,501			
05 項 繰 越 金	6,501	93,000	99,501			
05 目 繰 越 金	6,501	93,000	99,501	繰 越 金	93,000	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 93,000

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	7,497,728	9,203	7,506,931			
30 項 雑 入	5,453,077	9,203	5,462,280			
10 目 違約金及び延納利息	2	9,203	9,205	違約金及び 延納利息	9,203	○ (都市整備局) 市有地貸付先の契約解除に伴う補正 9,203

議89-10

歳 入  
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	30,085,400	172,900	30,258,300			
05 項 市 債	30,085,400	172,900	30,258,300			
50 目 教 育 債	11,078,600	172,900	11,251,500	学校施設整 備事業債	172,900	○ (教育委員会事務局) インプレスライド条項等の適用に伴い契約 172,900 金額を増額するための補正



歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 款 総務費	13,212,216	184,000	13,396,216	特定財源 3,000 一般財源 181,000			
05 項 総務管理費	10,362,957	184,000	10,546,957	特定財源 3,000 一般財源 181,000			
05 目 一般管理費	6,989,064	10,000	6,999,064	一般財源 10,000	13 委 託 料	10,000	○ 公共施設マネジメント推進事業費（資産統括局） 公共施設活用に係る旧耐震基準市有建築物の市場価値調査の実施に伴う補正 10,000
55 目 財産管理費	1,486,250	93,000	1,579,250	一般財源 93,000	25 積 立 金	93,000	○ 財政調整基金積立金（企画財政局） 決算剰余金の2分の1相当額の積立に伴う補正 93,000
60 目 企画費	175,421	3,000	178,421	国庫支出金 3,000	13 委 託 料	3,000	○ まち情報発信事業費（企画財政局） 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の実施（経済対策）に伴う補正 3,000
70 目 諸 費	616,630	78,000	694,630	一般財源 78,000	23 償還金、利子及び割引料	78,000	○ 市税還付金、還付加算金等（資産統括局） 法人市民税に係る還付金等の増に伴う補正 78,000



歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商工費	2,154,676	10,000	2,164,676	特定財源 10,000 一般財源 0			
05 項 商工費	2,154,676	10,000	2,164,676	特定財源 10,000 一般財源 0			
10 目 商工業振興 費	857,959	10,000	867,959	その他 10,000	19 負担金、補 助及び交付 金	10,000	○ 中小企業エコ活動総合支援事業費（経済環境 局） 10,000 省エネ設備導入補助の増額に伴う補正



歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教 育 費	26,962,291	181,010	27,143,301	特定財源 179,900 一般財源 1,110			
10 項 小 学 校 費	13,141,091	141,919	13,283,010	特定財源 141,400 一般財源 519			
10 目 学 校 建 設 費	11,676,955	141,919	11,818,874	市 債 141,400 一般財源 519	15 工事請負費	141,919	○ 学校適正規模・適正配置推進事業費（教育委員会事務局） インフレスライド条項の適用に伴い契約金額を増額するための補正 58,191  ○ 学校施設耐震化事業費 インフレスライド条項等の適用に伴い契約金額を増額するための補正 83,728



歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 項 社会教育費	1,190,585	7,500	1,198,085	特定財源 7,000 一般財源 500			
20 目 資料館費	4,151	7,500	11,651	国庫支出金 7,000 一般財源 500	13 委 託 料	7,500	○ 復元住居修復体験学習事業費（教育委員会事務局） 7,500 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 事業の実施（経済対策）に伴う補正

2 債務負担行為で平成28年度以降にわたるものについての平成26年度末までの支出額及び平成27年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

変更

事 項	限 度 額	平成26年度末までの 支 出 額		平成27年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
小学校施設耐震化事業	補正前の額			平成28年度まで	127,900	4,841	122,700		359	
	補正額			平成28年度まで	87,600		87,600			
	補正後の額			平成28年度まで	215,500	4,841	210,300		359	



3 市債の平成25年度末における現在高並びに平成26年度末及び平成27年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成25年度末現在高	平成26年度末 現在高見込額	平成27年度中増減見込み		平成27年度末 現在高見込額
			平成27年度中 起債見込額	平成27年度中 元金償還見込額	
普通債	153,815,004	149,811,911	21,222,100	18,767,250	152,266,761
土 木	60,365,686	55,516,724	4,021,100	8,500,391	51,037,433
教 育	35,596,489	40,649,011	13,257,500	4,081,812	49,824,699
市 営 住 宅	19,955,849	17,934,267	1,759,000	2,203,977	17,489,290
住 宅 資 金 貸 付	41,106	32,313	-	16,096	16,217
総 務	160,034	179,233	231,500	29,130	381,603
民 生	6,653,037	6,442,802	959,500	689,474	6,712,828
衛 生	22,595,068	20,734,234	644,300	2,173,339	19,205,195
労 働	1,800	1,400	-	400	1,000
商 工	344,464	225,997	-	75,052	150,945
消 防	2,121,826	2,550,925	349,200	571,262	2,328,863
企業会計等出資金	5,979,645	5,545,005	-	426,317	5,118,688
災 害 復 旧 債	4,981	12,080	-	448	11,632
土 木	-	9,800	-	-	9,800
教 育	297	-	-	-	-
その他公共施設等	4,684	2,280	-	448	1,832
そ の 他	91,411,043	96,109,358	10,308,300	6,170,821	100,246,837
減 税 補 て ん 債	5,437,654	3,904,378	-	559,197	3,345,181
臨 時 税 収 補 て ん 債	864,346	654,666	-	213,894	440,772
臨 時 財 政 対 策 債	66,206,058	73,922,551	10,308,300	3,991,202	80,239,649
退 職 手 当 債	14,168,840	13,280,148	-	1,019,998	12,260,150
減 収 補 て ん 債	4,734,145	4,347,615	-	386,530	3,961,085
合 計	245,231,028	245,933,349	31,530,400	24,938,519	252,525,230



議案第 90 号

平成 27 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算  
(第 1 号)

平成 27 年度尼崎市の特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 23,586 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 405,807 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
35 使用料及び 手数料		198,656	12,012	210,668
	05 使用料	198,655	12,012	210,667
65 繰越金		88,400	79,740	8,660
	05 繰越金	88,400	79,740	8,660
70 諸収入		106,978	44,142	151,120
	15 貸付金 元利収入	-	50,000	50,000
	30 雑入	106,978	5,858	101,120
歳入合計		429,393	23,586	405,807

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 地方市場費		391,275	23,586	367,689
	05 市場管理費	391,275	23,586	367,689
歳出合計		429,393	23,586	405,807

特 別 会 計

地方卸売市場事業費予算説明書

( 補 正 1 号 )

議90-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

35 使用料及び手数料

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
35 款 使用料及び手数料	198,656	12,012	210,668			
05 項 使 用 料	198,655	12,012	210,667			
05 目 市場使用料	198,655	12,012	210,667	市場使用料	12,012	○ (経済環境局) 卸売業者市場使用料 4,592 卸売場使用料 4,008 低温卸売場使用料 3,412 卸売業者の入場等に伴う補正

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	88,400	△79,740	8,660			
05 項 繰越金	88,400	△79,740	8,660			
05 目 繰越金	88,400	△79,740	8,660	繰越金	△79,740	○ (経済環境局) 補正財源の調整として前年度繰越金を補正 △79,740

議90-6

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	106,978	44,142	151,120			
15 項 貸付金元利収入	-	50,000	50,000			
05 目 貸付金元利収入	-	50,000	50,000	地方卸売市場卸売業務 貸付金元利 収入	50,000	○ (経済環境局) 地方卸売市場卸売業務貸付金元利収入 50,000 卸売業者の入場による貸付金回収に伴う補 正



歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
30 項 雑 入	106,978	△5,858	101,120			
05 目 弁 償 金	83,345	2,573	85,918	電気料等実 費弁償金	2,573	○ (経済環境局) 卸売業者の入場に伴う補正 2,573
10 目 雑 入	23,632	△8,431	15,201	卸売業務販 売委託収入	△8,431	○ (経済環境局) 卸売業者の入場による販売委託収入の減額 に伴う補正 △8,431



議案第 9 1 号

平成 2 7 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度尼崎市の特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 財産収入		5,686	636,595	642,281
	05 財産運用収入	5,686	9,413	15,099
	10 財産売払収入	-	627,182	627,182
60 繰入金		3,641,796	659,187	2,982,609
	05 他会計繰入金	3,641,796	659,187	2,982,609
70 諸収入		-	22,592	22,592
	30 雑入	-	22,592	22,592
歳入合計		3,647,482	-	3,647,482

特 別 会 計

公共用地先行取得事業費予算説明書

( 補 正 1 号 )

議91-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

50 財産収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 款 財産収入	5,686	636,595	642,281			
05 項 財産運用収入	5,686	9,413	15,099			
05 目 財産貸付収入	5,686	9,413	15,099	土地貸付収入	9,413	○ (都市整備局) 市有地貸付に伴う補正 9,413

歳 入

50 財産収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 財産売払収入	-	627,182	627,182			
05 目 不動産売払収入	-	627,182	627,182	不動産売払 収入	627,182	○ (都市整備局) 市有地の売払に伴う補正 627,182

議91-6

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	3,641,796	△659,187	2,982,609			
05 項 他会計繰入金	3,641,796	△659,187	2,982,609			
05 目 他会計繰入金	3,641,796	△659,187	2,982,609	他会計繰入金	△659,187	○ (都市整備局) 不動産売払収入等の増に伴い繰入金を減額 △659,187 するための補正



歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	-	22,592	22,592			
30 項 雑 入	-	22,592	22,592			
10 目 違約金及び延納利息	-	22,592	22,592	違約金及び 延納利息	22,592	○ (都市整備局) 市有地貸付先の契約解除に伴う補正 22,592



議案第 9 2 号

平成 2 7 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算  
( 第 2 号 )

平成 2 7 年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算 ( 第 2 号 ) は、次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算の補正 )

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 3 , 6 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 , 8 3 1 , 9 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	263,604	263,605
	05 繰越金	1	263,604	263,605
歳入合計		37,568,376	263,604	37,831,980

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
60 諸支出金		18,656	263,604	282,260
	10 諸費	18,656	263,604	282,260
歳出合計		37,568,376	263,604	37,831,980

特 別 会 計

介 護 保 険 事 業 費 予 算 説 明 書

( 補 正 2 号 )

議92-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	263,604	263,605			
05 項 繰越金	1	263,604	263,605			
05 目 繰越金	1	263,604	263,605	繰越金	263,604	○ (健康福祉局) 補正財源として前年度繰越金を補正 263,604

歳 出

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	18,656	263,604	282,260	特定財源 0 一般財源 263,604			
10 項 諸 費	18,656	263,604	282,260	特定財源 0 一般財源 263,604			
10 目 第1号被保 険者償還金 及び還付加 算金	18,656	263,604	282,260	一般財源 263,604	23 償還金、利 子及び割引 料	263,604	○ 支払基金交付金等返還金（健康福祉局） 前年度分精算に伴う補正 263,604





議案第 9 3 号

平成 2 7 年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算 ( 第 1 号 )

( 総則 )

第 1 条 平成 2 7 年度尼崎市自動車運送事業会計の補正予算 ( 第 1 号 )

は、次に定めるところによる。

( 収益的収入及び支出 )

第 2 条 平成 2 7 年度尼崎市自動車運送事業会計予算 ( 以下「予算」という。 ) 第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
支		出	
第 1 款 自動車運送事業費用	2,804,875 千円	12,498 千円	2,792,377 千円
第 1 項 営業費用	2,768,344 千円	12,498 千円	2,755,846 千円

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 3 条 予算第 7 条中

「 ( 1 ) 職員給与費 969,804 千円 」を

「 ( 1 ) 職員給与費 917,342 千円 」に

改める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成27年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	自動車運送事業費用		2,804,875	12,498	2,792,377		
	1	営業費用	2,768,344	12,498	2,755,846		
		1	運 転 費	896,515	45,780	850,735	運転に要する費用の補正 職員給与費 45,780
		8	運 輸 管 理 費	1,471,572	33,282	1,504,854	運輸管理に要する費用の補正 職員給与費 6,682 手数料 39,964

# 給与費明細書

## 1 総括

区分	職員数		給与費					法定福利費	合計	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	11	100	25,577	380,535	41,058	324,173	771,343	145,999	917,342
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	11	100	25,577	380,535	41,058	324,173	771,343	145,999	917,342
補正前	損益勘定 支弁職員	11	110	25,577	409,914	41,058	339,019	815,568	154,236	969,804
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	11	110	25,577	409,914	41,058	339,019	815,568	154,236	969,804
比較	損益勘定 支弁職員	0	10	0	29,379	0	14,846	44,225	8,237	52,462
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	10	0	29,379	0	14,846	44,225	8,237	52,462

- ・「手当」には、賞与引当金繰入額を含む。
- ・「法定福利費」には、法定福利費引当金繰入額を含む。

区分	管理職 手当	扶養 手当	地 手当	域 手当	住 手当	通 手当	勤 手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	4,973	19,242	41,488	5,616	9,203		
補正前	4,973	20,730	44,650	5,949	9,761		
比較	0	1,488	3,162	333	558		
区分	時間外 勤務手当	休日勤務 手当	管理職員 特別勤務手当	期末・勤勉 手当	退職 手当		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補正後	68,407	0	0	165,465	9,779		
補正前	68,407	0	0	174,770	9,779		
比較	0	0	0	9,305	0		

- ・「期末・勤勉手当」には、賞与引当金繰入額を含む。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳	説明	備考
給料	29,379	1 職員数の 変動等に 伴う減少 分	29,379	職員数及 び職員構 成の変動 に伴うもの  職員の異動状況  職員数 任期付 再任用 補正後 101 うち 24 うち 2 補正前 111 うち 26 うち 2 増減 10 2 0
手当	14,846		14,846	・扶養手当 1,488 ・地域手当 3,162 ・住居手当 333 ・通勤手当 558 ・期末・勤勉手当 9,305

# 条 例



議案第 9 4 号

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当  
に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する  
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当  
に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律  
第 1 5 2 号）第 8 4 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第  
1 1 5 号）第 4 7 条第 2 項」に、「傷病とする」を「傷病をいう」に改  
める。

- (1) 尼崎市職員退職手当支給条例（昭和 2 4 年尼崎市条例第 3 7 号）  
第 2 条第 2 項
  - (2) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和 3 5 年尼崎市条例  
第 1 8 号）第 3 条第 2 項
- 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を  
改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号）の制定に伴い、条例改正が  
必要であることから、本案を提出する。





議案第 95 号

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立難波の梅小学校の項中「尼崎市東難波町 2 丁目 1 4 番 4 号」を「尼崎市西難波町 6 丁目 1 4 番 5 7 号」に改め、同表中

「

尼崎市立若葉小学校	尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 3	を
尼崎市立西小学校	尼崎市武庫川町 1 丁目 2 5 番地	
尼崎市立大島小学校	尼崎市稲葉荘 2 丁目 1 0 番 7 号	

」

「

尼崎市立わかば西小学校	尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 3	に、
尼崎市立大島小学校	尼崎市稲葉荘 2 丁目 1 0 番 7 号	

」

「

尼崎市立日新中学校	尼崎市東七松町 2 丁目 1 番 4 4 号	を
尼崎市立小田南中学校	尼崎市長洲中通 1 丁目 1 0 番 1 号	
尼崎市立若草中学校	尼崎市西川 1 丁目 1 1 番 1 号	

」

「

尼崎市立日新中学校	尼崎市東七松町 2 丁目 1 番 4 4 号	に
-----------	------------------------	---

改め、同表尼崎市立啓明中学校の項を削る。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

( 説 明 )

若葉小学校と西小学校、若草中学校と小田南中学校、啓明中学校と大庄中学校を統合し、わかば西小学校、小田中学校、大庄中学校を設置するとともに、難波の梅小学校を移転するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 96 号

尼崎市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市障害児就学指導委員会条例（昭和 55 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市教育支援委員会条例

第 1 条中「義務教育諸学校への適正な就学指導を行うために必要な事項を調査審議する」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部への適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議させる」に、「尼崎市障害児就学指導委員会」を「尼崎市教育支援委員会」に改める。

第 2 条第 2 項中「次」の次に「の各号」を加え、同項第 3 号中「及び教員」を削り、同項第 4 号中「児童福祉施設」の前に「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 教員

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

第 4 条第 4 項中「、又は」を「又は」に改める。

第 6 条第 1 項中「過半数」を「半数以上」に改める。

第 7 条第 1 項中「心身の障害の種類ごとに」を削り、「置く」の次に「ことができる」を加え、同条第 2 項中「委員長の」を「委員長が」に

改め、同条第3項中「部会長は、」の次に「その」を加え、「互選により定める」を「うちから委員長が指名する」に改め、同条第4項中「、第5条及び前条」を「及び前2条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第1項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

第9条中「教育委員会が」を「委員長が委員会に諮って」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「若干人」を「20人以内」に改め、同条第2項中「教育委員会の事務部局の職員」を「本市関係職員」に改め、同条第3項中「担当事務」を「、担当事務」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第244号)の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 97 号

尼崎市立中学校給食検討委員会条例について

尼崎市立中学校給食検討委員会条例を次のように制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立中学校給食検討委員会条例

( 設置 )

第 1 条 本市が設置する中学校における給食の実施方法その他当該給食の実施に関する重要な事項(以下「給食の実施方法等」という。)を調査審議させるため、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、尼崎市立中学校給食検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

( 組織 )

第 2 条 委員会は、委員 11 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童及び生徒の保護者の代表者
- (3) 校長
- (4) 教員
- (5) 市民の代表者

3 委員は、給食の実施方法等の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

( 委員長 )

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

( 招集 )

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

( 会議 )

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(説 明)

尼崎市立中学校給食検討委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 98 号

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例  
について

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例（平成 22 年尼崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 1 種特別乗車証」の前に「次条の規定により」を加え、「尼崎市乗合自動車乗車料条例（昭和 30 年尼崎市条例第 17 号。以下「乗車料条例」という。）の規定による乗車料若しくは本市以外の一般乗合旅客自動車運送事業者」を「事業者」に改め、「をいう。）」を削り、「（以下「外部事業者」という）」を「をいう。以下同じ」に、「乗車料等」を「運賃」に、「乗車料条例の規定による乗車券若しくは外部事業者」を「事業者」に改め、「これらを」を削り、「本市の乗合自動車（外部事業者の）」を「事業者が運行する」に改め、「以下「外部乗合自動車」という。）を含む。」を削り、「に乗車する」を「を利用する」に改め、同条第 2 項中「第 2 種特別乗車証の」の前に「次条の規定により」を加え、「乗車料条例第 3 条第 1 項第 1 号アに定める額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げる。）」を「110 円」に、「乗車料等」を「運賃」に、「に乗車する」を「を利用する」に改め、同条第 3 項中「乗車料条例第 3 条第 1 項第 2 号アに定める額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げる。）」を「250 円」に、「乗車料等」を「運賃」に、「に乗車する」を「を利用する」に改め、同条第 4 項中「第 3 種特別乗車証」の前に「次条の規定により」を加え、「乗車料等」を「運賃」に、「に乗車する」を「を利用する」に改め

る。

第5条第1項中「、この条例の規定により」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める者については、この限りでない。

第5条第2項を削る。

第6条第1項中「特別乗車証」の前に「前条の規定により」を加える。

第7条第1項中「特別乗車証の交付」の前に「第5条の規定により」を加え、「により、」を「を使用して」に、「（外部乗合自動車のうち規則で定めるもの（以下「特定外部乗合自動車」という。）を除く。以下この条において同じ。）に乗車しようとするときは」を「を利用するときは、」に改め、「、特定外部乗合自動車に乗車して、当該特定外部乗合自動車から降車しようとするときは当該特定外部乗合自動車の乗務員に」及び「又は特定外部乗合自動車」を削り、同条第2項中「により、」を「を使用して」に、「に乗車しようとするときは」を「を利用するときは、」に改め、「、特定外部乗合自動車に乗車して、当該特定外部乗合自動車から降車しようとするときは当該特定外部乗合自動車の乗務員に」及び「又は特定外部乗合自動車」を削る。

第10条第1項中「第5条第1項各号に掲げる」を「第5条の規定により特別乗車証の交付を受けすることができる」に、「交付を受けた」を「保有する」に改め、同条第2項中「これらの」を「その保有する」に改める。

第2条 尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、高齢者」を削る。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項を次のように改める。

特別乗車証の種類は、単独用特別乗車証及び介護人付特別乗車証



とする。

第4条第1項中「第1種特別乗車証又は第4種特別乗車証」を「単  
独用特別乗車証」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項  
中「第3種特別乗車証」を「介護人付特別乗車証」に改め、同項を同  
条第2項とする。

第5条中「の各号」を削り、「当該各号」を「当該号」に改め、同  
条各号を次のように改める。

(1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び原子爆弾被爆者 単  
独用特別乗車証

(2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者で、その障害の程度が  
重度である者として規則で定めるもの 介護人付特別乗車証

第6条の見出しを「（交付の申請）」に改め、同条第1項に次のた  
だし書を加える。

ただし、規則で定める者については、この限りでない。

第6条第2項及び第3項を削る。

第7条第2項を削る。

第8条中「（第2種特別乗車証被交付者が1日乗車利用証の交付を  
受けた場合にあっては、当該1日乗車利用証を含む。）」を削る。

第9条中「氏名」の次に「又は住所」を加え、「その旨」を「、そ  
の旨」に改める。

第10条の見出しを「（特別乗車証の返還）」に改め、同条第1項  
中「できる者」の次に「（以下「交付対象者」という。）」を加え、  
同条第2項を次のように改める。

2 市長は、第8条の規定に違反し、偽りその他不正の手段により特  
別乗車証の交付を受け、若しくは特別乗車証を不正に使用し、若  
しくは使用させた者又は被交付者のうちに交付対象者でなくなっ  
た者があるときは、これらの者に対し、その保有する特別乗車証  
の返還を求めることができる。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第 1 1 項の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定 規則で定める日

(3) 付則第 4 項から第 9 項までの規定 平成 28 年 10 月 1 日

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例（以下「改正前の条例」という。）第 5 条の規定により改正前の条例第 3 条第 1 項に規定する第 1 種特別乗車証（その有効期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものに限る。以下「旧第 1 種特別乗車証」という。）の交付を受けている高齢者（改正前の条例第 2 条第 1 号に規定する高齢者をいう。以下同じ。）については、同号、改正前の条例第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条から第 12 条までの規定は、当該有効期間の末日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 施行日前に改正前の条例第 5 条の規定により交付された改正前の条例第 3 条第 1 項に規定する第 2 種特別乗車証（その有効期間の末日が施行日以後であるものに限る。）は、施行日限り、その効力を失う。

( 特例第 1 種特別乗車証の交付等 )

4 改正前の条例第 5 条の規定により旧第 1 種特別乗車証の交付を受けている高齢者で規則で定める要件を備えるものは、特例第 1 種特別乗車証の交付を受けることができる。

5 特例第 1 種特別乗車証の有効期間は、規則で定める。

6 付則第 4 項の規定により特例第 1 種特別乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

7 前項の規定により特例第 1 種特別乗車証の交付を申請した者は、その交付を受ける際、規則で定める本市の介護保険の保険料及びその有

効期間の区分に応じ、6,250円の範囲内で規則で定める額（以下「利用者負担額」という。）を支払わなければならない。

8 市長は、特例第1種特別乗車証が返還されたときは、次項において読み替えて準用する第2条の規定による改正後の尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項の規定による返還の求めに応じて返還された場合その他規則で定める場合を除き、前項の規定により支払われた利用者負担額のうち規則で定める額を払い戻すものとする。

9 改正後の条例第4条第1項及び第7条から第10条までの規定は、特例第1種特別乗車証について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（準備行為）

10 特例第1種特別乗車証の交付の手續及び付則第7項の規定による利用者負担額の支払は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

（委任）

11 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説明）

尼崎市自動車運送事業の民営化の後、障害者等特別乗車証制度を現行制度の内容で維持するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 99 号

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例について

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例を次のように制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、高齢者（70 歳に達する日の翌日の属する月の初日以後にある者で引き続き 1 年以上本市内に住所を有するものをいう。以下同じ。）に対し、事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）が運行する乗合自動車（以下「乗合自動車」という。）の運賃の一部を助成することにより、高齢者の社会参加を支援し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

第 2 条 この条例による乗合自動車の運賃の一部の助成（以下「運賃助成」という。）を受けることができる者は、高齢者で規則で定める要件を備えるものとする。

(運賃助成)

第 3 条 運賃助成は、次の各号に掲げる場合において行うものとする。

- (1) 前条に規定する者（以下「受給資格者」という。）が、第 6 条第 1 項に規定する定期助成券（次条第 2 項において「定期助成券」という。）を使用して、乗合自動車を利用するための定期乗車券で規則で定めるもの（以下「助成対象定期乗車券」という。）を購入する場合
- (2) 受給資格者が、第 6 条第 1 項に規定する乗車払カード（次号において「乗車払カード」という。）を使用して、乗合自動車を利用する場合（本市の区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域として市長が別に定める区域を含む。）内に存する停留所において、当該乗合自動車に乗車し、又は当該乗合自動車から降車する場合に限

る。)

- (3) 受給資格者が、乗車払カードを使用して、乗合自動車を利用するための乗車券でその購入をした日において当該乗車券に係る運賃以外の運賃を支払わずに当該乗合自動車を利用することができるものとして規則で定めるもの(以下「助成対象1日乗車券」という。)を購入する場合

(助成額)

第4条 運賃助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 次に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額(有効期間が1年に満たない範囲内において規則で定める期間である助成対象定期乗車券を購入する場合にあっては、当該アからウまでに定める額の範囲内で規則で定める額)

ア 尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号)第4条第1号に該当する受給資格者 35,500円

イ 尼崎市介護保険条例第4条第2号又は第3号に該当する受給資格者 32,500円

ウ ア及びイに掲げる受給資格者以外の受給資格者 25,000円

- (2) 前条第2号に該当する場合 100円

- (3) 前条第3号に該当する場合 助成対象1日乗車券の販売金額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 前項第1号アからウまでに掲げる受給資格者の区分は、受給資格者が第6条第1項の規定により定期助成券の交付を受けた日の属する年度(同日が規則で定める期間内にある場合は、当該年度の前年度)分の本市の介護保険の保険料の賦課期日における当該保険料に係る区分によるものとする。

(運賃助成の申請)

第5条 運賃助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。

(定期助成券等の交付等)

第6条 市長は、運賃助成を行うことを決定したときは、運賃助成を受けようとする者に対し、その選択に従い、高齢者定期購入助成券(以下「定期助成券」という。)又は高齢者バス運賃乗車払カード(以下「乗車払カード」という。)(以下「定期助成券等」という。)のいずれか一方を交付するものとする。

2 定期助成券の有効期間は、規則で定める。

(定期助成券等の使用)

第7条 前条第1項の規定による定期助成券の交付を受けた受給資格者(以下「助成券被交付者」という。)は、運賃助成を受けようとするときは、市長が別に定める助成対象定期乗車券の発売場所において、当該定期助成券を使用して助成対象定期乗車券を購入しなければならない。

2 前条第1項の規定による乗車払カードの交付を受けた受給資格者(以下「カード被交付者」という。)は、運賃助成を受けようとするときは、市長が別に定めるところに従いこれを使用しなければならない。

(運賃助成の方法)

第8条 運賃助成は、その助成する額を事業者に支払うことによって行うものとする。

(譲渡等の禁止)

第9条 運賃助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 助成券被交付者及びカード被交付者(以下「被交付者」という。)は、その交付を受けた定期助成券等(カード被交付者が助成対象1日乗車券を購入した場合にあっては、当該助成対象1日乗車券を含む。)を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならな

い。

(届出)

第10条 被交付者は、氏名又は住所を変更した場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(定期助成券等の再交付)

第11条 被交付者は、定期助成券等を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときその他規則で定める場合は、規則で定めるところにより市長に申請して、定期助成券等の再交付を受けることができる。

2 被交付者は、前項の規定により乗車払カードの再交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、当該再交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(定期助成券等の返還等)

第12条 被交付者は、受給資格者でなくなったときその他規則で定める場合は、速やかに、その保有する定期助成券等を市長に返還しなければならない。

2 市長は、第9条の規定に違反し、偽りその他不正の手段により定期助成券等の交付を受け、若しくは定期助成券等を不正に使用し、若しくは使用させた者(以下「違反者等」という。)又は被交付者のうちに受給資格者でなくなった者があるときは、これらの者が保有する乗車払カードの使用を停止させる措置を講じ、又はこれらの者に対し、その保有する定期助成券等の返還を求めることができる。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、事業者が第8条の規定による助成金の支払を受けた場合において、当該事業者が当該助成金に係る助成対象定期乗車券の販売金額の全部又は一部を払い戻したときは、当該事業者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、違反者等があるときは、当該違反者等に対し、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。



( 委任 )

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

( 乗車払カードの交付の特例等 )

2 市長は、第 5 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年尼崎市条例第 号）第 2 条の規定による改正前の尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例（平成 2 2 年尼崎市条例第 1 9 号）第 5 条の規定により同条例第 3 条第 1 項に規定する第 2 種特別乗車証（その有効期間の末日が施行日以後であるものに限る。）の交付を受けた者（同条例第 1 0 条第 1 項に規定する場合に該当する者及びその交付を受けた第 2 種特別乗車証を市長に返還した者を除く。）に対し、運賃助成を行うことを決定し、乗車払カードを交付することができる。

3 前項の規定による乗車払カードの交付を受けた者は、カード被交付者とみなす。

( 準備行為 )

4 第 5 条本文の規定による申請並びに第 6 条第 1 項及び付則第 2 項の規定による乗車払カードの交付は、この条例の施行前においても行うことができる。

( 説 明 )

尼崎市自動車運送事業の民営化の後、高齢者特別乗車証制度は、高齢者の乗合自動車の利用に対して運賃の一部を助成する制度として実

施するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第100号

尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会条例について

尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成27年9月8日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により本市が随意契約の方法により締結する契約(同号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは小規模作業所又は同号に規定する障害福祉サービス事業を行う施設の設置者が行う役務の提供に係る契約に限る。)の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

( 会 議 )

第 6 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

( 意見の聴取等 )

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

( 委任 )

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 招集の特例 )

2 最初に招集される委員会は、第 5 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

( 説 明 )

尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 101 号

尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について  
尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市食品衛生に関する条例（平成 20 年尼崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表」を「次に掲げる区分に応じ、当該号に定める表」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で、危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれがある工程で重要なものの特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。）

を用いて衛生管理を行う場合 別表第 1

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第 2

第 5 条中「別表第 10 項第 1 号」を「別表第 1 第 12 項第 1 号」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1

1 一般事項	(1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。 (2) 施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具類の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じてその方法を記載した手順書を作成すること。 (3) 食品等の取扱量は、施設、設備等の規模及び能力に見合う量とすること。
2 施設の管理	(1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。 (2) 製造場、加工場、調理場、処理場等（以下「作業場」という。）に

	<p>は、 unnecessaryな物品を置かず、又は動物を入れないこと。</p> <p>(3) 作業場内には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 作業場の採光又は照明及び換気又は通風を十分に行い、適正な温度及び湿度で管理すること。</p> <p>(5) 適正な排水機能を維持するため、排水溝、沈殿槽等の清掃及び補修を行うこと。</p> <p>(6) 作業場において年2回以上ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存すること。ただし、1年間を通じてねずみ、昆虫等の侵入及び発生を確実に防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>(7) 殺そ剤又は殺虫剤を使用するときは、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。</p> <p>(8) 作業場の窓、出入口等は、開放しないこと。ただし、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>(9) 便所は、定期的に清掃、殺虫及び消毒をし、常に清潔に保つこと。</p> <p>(10) 従事者の手洗設備は、常に清潔に保ち、手指の消毒、洗浄等に適当な消毒液等を備えて、これを常時使用することができる状態にしておくこと。</p>
<p>3 機械器具類の管理</p>	<p>(1) 機械器具類は、使用目的に応じて区分して使用すること。</p> <p>(2) 食品等に直接接触する機械器具類の使用後は、これを洗浄し、必要に応じて熱湯、蒸気、消毒剤、殺菌剤等で消毒又は殺菌をし、常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) 機械器具類の洗浄、消毒又は殺菌に使用する洗浄剤、消毒剤又は殺菌剤（以下「洗浄剤等」という。）は、食品等を汚染しないよう保管するなどその取扱いに十分注意すること。</p> <p>(4) 洗浄剤等を使用するときは、使用目的に沿う適正な洗浄剤等を適正</p>

	<p>な濃度で使用し、その使用後において洗淨剤等が機械器具類に残存しないようにすること。</p> <p>(5) 機械器具類は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに、補修し、常に適正に使用することができるよう整備しておくこと。</p> <p>(6) 機械器具類及び分解した機械器具類の部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。</p> <p>(7) 重量、容量、温度、圧力等の計量器は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。</p> <p>(8) 冷凍、冷蔵、冷却、熱蔵又は加熱の温度及び時間並びに放射線照射の線量及び時間は、常に適正に設定すること。</p> <p>(9) 施設、設備等の清掃用器材は、その目的に応じて区分して使用し、所定の場所に保管すること。</p>
<p>4 使用する水の管理</p>	<p>(1) 施設で使用する水（食品等の製造、加工若しくは調理又は食品に直接接触する機械器具類若しくは従事者の手指の洗淨に使用するものに限る。以下同じ。）は、飲用に適する水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める飲用適の水をいう。以下同じ。）であること。ただし、法第11条第1項の規定により施設で使用する水の基準（以下「使用水基準」という。）が定められている場合において、使用水基準に適合した水を使用するときは、この限りでない。</p> <p>(2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を施設で使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。</p> <p>(3) 前号の水質検査により施設で使用する水が飲用に適する水若しくは使用水基準に適合した水でないことが判明したとき又は災害等により施設で使用する水の水源等が汚染された可能性があるときは、直ち</p>

	<p>に、その旨を市長に報告し、市長が指示する措置を適切に講ずること。</p> <p>(4) 水道水以外の水を施設で使用する場合は、除菌又は殺菌のための装置及び浄水装置の機能を定期的に点検すること。</p> <p>(5) 貯水槽を使用する場合は、これを定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</p>
5 廃棄物の取扱い	<p>(1) 廃棄物の保管及び処理は、適正に行うこと。</p> <p>(2) 廃棄物の容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。</p>
6 衛生管理を実施する班の編成	<p>次項各号及び第8項各号に掲げる基準並びに第13項第4号及び第5号に掲げる基準に基づく衛生管理を行わせるため、法第48条第1項の規定により置かれる食品衛生管理者、第12項第1号に規定する食品衛生責任者その他食品等について専門的な知識及び技術を有する者等により構成される班を編成すること。</p>
7 製品説明書及び製造工程一覧図の作成	<p>(1) 食品等の製品について、その原材料等の組成、物理的及び化学的な性質（水分活性、水素イオン濃度等をいう。）、殺菌処理又は静菌処理（加熱、凍結、加塩、薫煙等を行うことをいう。）の状況、包装の方法、消費期限又は賞味期限、保管条件、流通方法、使用方法、想定される消費者その他の食品衛生上の危害の分析に必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。</p> <p>(2) 食品等の製品に係る製造等の工程（以下「製造工程」という。）が全て記載された図面（以下「製造工程一覧図」という。）を作成すること。</p> <p>(3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設内の設備の配置が適切に反映されているかどうかを適宜確認し、適切に反映されていない箇所があると認めるときは、当該箇所を修正すること。</p>
8 食品等の	<p>(1) 食品等の製品に係る各製造工程において、食品衛生上の危害を発生</p>



<p>取扱い</p>	<p>させる原因となる物質（以下「危害原因物質」という。）を全て特定するとともに、当該危害原因物質による食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な措置（以下「管理措置」という。）を定め、当該危害原因物質及び当該管理措置を記載した書類（以下「危害要因リスト」という。）を作成すること。</p> <p>(2) 危害要因リストに基づき、製造工程のうち特に管理措置の実施状況を連続的に又は相当の頻度で確認することを要すると認める工程（以下「重要管理点」という。）を定めること。ただし、重要管理点を定められない理由を記載した書類を作成し、これを保管する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 重要管理点における管理措置について、危害原因物質による食品衛生上の危害を発生させない程度まで当該危害原因物質を低減させ、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。</p> <p>(4) 管理基準は、管理措置の内容に応じ、温度、時間、水分含量、水分活性、水素イオン濃度、有効塩素等の測定可能な指標及び食品等の外観、食感等の官能的指標のうち適切な指標で表されたものでなければならない。</p> <p>(5) 管理措置の管理基準への適合状況を確認する方法を定め、適切な頻度で当該方法により管理措置が管理基準に適合しているかどうかを確認すること。</p> <p>(6) 重要管理点における管理措置が適切に講じられていない場合に講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を定め、前号の規定による確認により当該管理措置が適切に講じられていないと認めるときは、改善措置を適切に講じること。</p> <p>(7) 前各号に掲げる基準に基づく衛生管理の内容が食品衛生上の危害の発生を防止するために有効かどうかを確認するため、適切な頻度で当該内容の検証を行うこと。</p>
<p>9 従事者の衛生教育</p>	<p>従事者に市長が指定する衛生講習会を受講させ、その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を適切に実施すること。</p>

<p>1 0 従事者等に係る衛生管理</p>	<p>(1) 市長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。</p> <p>(2) 常に従事者の健康に注意し、従事者が食品等を介して感染するおそれがある疾病にかかったときは、食品等を介して当該疾病がまん延することを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 従事者は、作業中、清潔な外衣を着用し、必要に応じてマスク又は帽子を着用すること。</p> <p>(4) 作業場内の場所（便所を除く。）及び作業場内の便所では、それぞれ専用の履物を使用すること。</p> <p>(5) 従事者は、指輪その他の食品又は添加物に混入するおそれがあるものを作業場内に持ち込まないこと。</p> <p>(6) 従事者は、常に爪を短く切り、作業前、用便後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱う作業の後には、十分に手指の洗浄及び消毒を行うとともに、使い捨て手袋を使用しているときは、用便後及び当該作業の後には、新しい手袋に交換すること。</p> <p>(7) 従事者は、作業場においては、所定の場所以外で更衣、喫煙、放たん、食事等をしないこと。</p> <p>(8) 従事者以外の者が作業場内に立ち入るときは、当該者に適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせること等を定めた衛生管理に関する規程に従わせること。</p>
<p>1 1 管理運営要領</p>	<p>施設の管理、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底させるとともに、必要に応じてその内容を見直すこと。</p>
<p>1 2 食品衛生責任者</p>	<p>(1) 法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除き、施設又はその部門ごとに、従事者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めること。</p> <p>(2) 食品衛生責任者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者の監督及び指導をすること。</p> <p>(3) 食品衛生責任者たる従事者は、営業者の指示に従い、前号の監督及</p>

	<p>び指導をすること。</p> <p>(4) 食品衛生責任者たる従事者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう営業者に対して必要な意見を述べ、営業者は、その意見を尊重すること。</p> <p>(5) 食品衛生責任者に市長が指定する衛生講習会を受講させ、その他常に食品衛生に関する新しい知見を習得させること。</p>
<p>1 3 記録の作成及び保存</p>	<p>(1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等の製品について、仕入れの状況、製造、加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。</p> <p>(2) 前号の記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通の実態等に適応した合理的な期間とすること。</p> <p>(3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため市長から要請があったときは、第1号の記録を市長に提出すること。</p> <p>(4) 危害原因物質の特定並びに管理措置、重要管理点及び管理基準の設定に関する記録を作成し、これを保存すること。</p> <p>(5) 第8項第5号の規定による確認及び改善措置の内容並びに同項第7号の検証の結果に関する記録を作成し、これを保存すること。</p> <p>(6) 前号の記録（同号の確認の内容に関するものに限る。）を作成するときは、当該確認に係る担当者及び責任者がこれに署名すること。</p>
<p>1 4 食品等の製品の回収、廃棄等</p>	<p>(1) 販売する食品等の製品に起因する食品衛生上の問題が発生した場合に当該製品を迅速かつ適切に回収することができるよう、あらかじめ、その回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、市長への報告等の手順等を定めるよう努めること。</p> <p>(2) 販売する食品等の製品に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、当該製品を回収したときは、その回収した製品を他の製品と明確に区別して保管し、市長の指示に従って、その廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に講ずること。</p> <p>(3) 食品等の製品を回収する際は、消費者への注意喚起等のため、必要</p>

	<p>に応じて回収に係る食品等の製品に関する情報の提供を行うこと。</p>
1 5 情報の提供	<p>(1) 消費者に対し、販売する食品等の製品についての安全性に関する情報の提供に努めること。</p> <p>(2) 製造者、加工者又は輸入者は、自らが製造し、加工し、又は輸入した食品等の製品に係る消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製品に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。以下この項において同じ。）又は法に違反する事実が判明したときは、速やかに、その内容を市長に報告すること。</p> <p>(3) 製造し、加工し、又は輸入した食品等の製品に係る苦情で消費者の健康被害につながるおそれを否定することができないものを受け付けたときは、速やかに、その旨を市長に報告すること。</p>
1 6 食品の運搬	<p>(1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、容易に洗浄及び消毒をすることができる構造のものを使用し、常に清潔に保つとともに、補修等を行うことにより適切に管理すること。</p> <p>(2) 食品と食品以外の貨物とを混載する場合は、食品は、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じて適当な容器に入れ、その他食品以外の貨物と区分すること。</p> <p>(3) 運搬中の食品がごみ、ちり、有毒ガス等に汚染されないよう適切に管理すること。</p> <p>(4) パルク輸送を行う場合は、必要に応じて食品専用の車両又はコンテナを使用し、当該車両又はコンテナの見やすい箇所に食品専用である旨を明示すること。</p> <p>(5) 運搬中の食品の温度、湿度その他の食品の状態に常に注意し、適切に管理すること。</p> <p>(6) 運搬に係る時間が長時間に及ばないように運搬経路等に配慮すること等により食品の品質を維持すること。</p>

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

## 別表第 2

1 一般事項	別表第 1 第 1 項各号に掲げる基準
2 施設の管理	別表第 1 第 2 項各号に掲げる基準
3 機械器具類の管理	別表第 1 第 3 項各号に掲げる基準
4 使用する水の管理	別表第 1 第 4 項各号に掲げる基準
5 廃棄物の取扱い	別表第 1 第 5 項各号に掲げる基準
6 食品等の取扱い	<p>(1) 食品等の仕入れに当たっては、適切に管理されているものを仕入れ、品質、鮮度、表示等について点検すること。</p> <p>(2) 原材料として使用する食品は、消費期限内であるものその他食用に適した品質のものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。</p> <p>(3) 食品等の製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列等に際しては、適正な温度、時間及び方法で衛生的に管理すること。</p> <p>(4) 冷蔵庫、冷凍庫等の内部は、常に清潔に保ち、食品間又は添加物間の相互汚染が生じないように区分して保管すること。</p> <p>(5) 法第 11 条第 1 項の規定によりその成分の規格が定められている食品又は添加物を製造し、又は加工する場合は、定期的に当該食品又は添加物の規格の適合の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を 1 年間保存すること。</p> <p>(6) 前号の食品以外の食品又は同号の添加物以外の添加物を製造し、又は加工する場合は、必要に応じて当該食品又は添加物の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を 1 年間保存すること。</p> <p>(7) 添加物は、所定の場所で適切に保管し、その仕入れ及び使用の状況の記録を 1 年間保存すること。</p> <p>(8) 法第 11 条第 1 項の規定によりその使用の基準が定められている添</p>

加物（以下「使用基準が定められている添加物」という。）を使用するときは、これを正確に計量し、適正に使用すること。

(9) 使用基準が定められている添加物を使用して食品を製造し、又は加工する場合は、定期的に当該食品中の当該使用基準が定められている添加物の含有量の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。

(10) 法第18条第1項の規定によりその規格が定められている器具又は容器包装を製造する場合は、定期的に当該器具又は容器包装の規格の適合の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。

(11) 前号の器具以外の器具又は同号の容器包装以外の容器包装を製造する場合は、必要に応じて当該器具又は容器包装の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。

(12) 食品等の製品の表示を新たに付し、又は既に付された表示を改めるときは、市長の指導を受けること。

(13) 食品等の製品の出荷又は販売に際しては、法定の表示事項について点検すること。

(14) 再使用することを予定している容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。

(15) 食品等の製造等に係る製品及び原材料は、ロットごとに管理し、必要に応じてその管理の状況を記録するよう努めること。

(16) 飲食に起因する健康被害が発生しやすい食品を製造し、加工し、又は調理するときは、その製造等又は調理に係る製品から検体を採取し、これを一定期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存すること。

(17) 施設内においておう吐があったときは、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。

7 従事者の

別表第1第9項に掲げる基準

衛生教育	
8 従事者等に 係る衛生 管理	別表第1第10項各号に掲げる基準
9 管理運営 要領	別表第1第11項に掲げる基準
10 食品衛 生責任者	別表第1第12項各号に掲げる基準
11 記録の 作成及び保 存	(1) 別表第1第13項第1号から第3号までに掲げる基準 (2) 製造し、又は加工した食品等の製品について自主検査を行った場合は、当該検査の結果の記録を保存するよう努めること。
12 食品等 の製品の回 収、廃棄等	別表第1第14項各号に掲げる基準
13 情報の 提供	別表第1第15項各号に掲げる基準
14 食品の 運搬	別表第1第16項各号に掲げる基準

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

( 説 明 )

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の改正に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。





議案第 102 号

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成 26 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立難波の梅児童ホームの項中「尼崎市東難波町 2 丁目 1 4 番 4 4 号」を「尼崎市西難波町 6 丁目 1 4 番 5 7 号」に改め、同表中

「

尼崎市立若葉児童ホーム	尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 3
尼崎市立西児童ホーム	尼崎市武庫川町 1 丁目 2 5 番地
尼崎市立大島児童ホーム	尼崎市稲葉荘 2 丁目 1 0 番 7 号

を

」

「

尼崎市立わかば西児童ホーム	尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 3
尼崎市立大島児童ホーム	尼崎市稲葉荘 2 丁目 1 0 番 7 号

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

( 説 明 )

難波の梅児童ホームの移転及び若葉小学校と西小学校の統合に伴い、わかば西児童ホームを設置するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 103 号

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例について

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例

( 尼崎市乗合自動車乗車料条例等の廃止 )

第 1 条 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 尼崎市乗合自動車乗車料条例 ( 昭和 30 年尼崎市条例第 17 号 )
- (2) 尼崎市貸切自動車乗車料条例 ( 昭和 30 年尼崎市条例第 18 号 )
- (3) 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例 ( 昭和 41 年尼崎市条例第 43 号 )
- (4) 尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会条例 ( 平成 25 年尼崎市条例第 52 号 )

( 地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部改正 )

第 2 条 地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例 ( 昭和 42 年尼崎市条例第 2 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「 ( 尼崎市水道事業等の業務状況説明書類の提出等 ) 」に改め、同条第 1 項中「管理者」を「尼崎市水道事業管理者 ( 以下「管理者」という。 ) 」に改め、「 9 月 30 日までの」の次に「尼崎市水道事業及び尼崎市工業用水道事業 ( 以下「尼崎市水道事業等」という。 ) の」を、「 3 月 31 日までの」の次に「尼崎市水道事業等の」を加え、同条第 2 項中「前項の」の次に「尼崎市水道事業等の」を、「説明する書類」の次に「 ( 以下「業務状況説明書類」という。 ) 」を加え、同条第 3 項中「事故により、第 1 項に定める期日ま

でに同項の業務の状況を説明する書類を」を「事情により尼崎市水道事業等の業務状況説明書類をそれぞれ第1項に規定するその提出期限までに市長に」に、「においては、」を「は、当該期限後」に、「これを」を「、これを市長に」に改め、同条第4項中「第1項」の前に「市長は、」を加え、「より業務の状況を説明する書類が提出された場合においては、市長は、遅滞なく」を「よる尼崎市水道事業等の業務状況説明書類の提出があったときは、遅滞なく、」に改め、同条第5項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「よりこれを」を「掲載する方法により」に改める。

第5条を次のように改める。

(尼崎市下水道事業の業務状況説明書類の作成等)

第5条 前条の規定は、尼崎市下水道事業の業務状況説明書類について準用する。この場合において、同条第1項中「尼崎市水道事業管理者(以下「管理者」という。)」とあるのは「市長」と、「市長に提出しなければ」とあるのは「作成しなければ」と、同条第2項中「前項」とあるのは「次条において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「管理者」とあるのは「市長」と、「それぞれ第1項」とあるのは「次条において読み替えて準用する第1項」と、「市長に提出する」とあるのは「作成する」と、「市長に提出しなければ」とあるのは「作成しなければ」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「次条において読み替えて準用する第1項」と、「よる」とあるのは「より」と、「の提出があった」とあるのは「を作成した」と、同条第5項中「前項」とあるのは「次条において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条(第3号に係る部分を除く。)、次項及び付則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 既納の回数乗車料（第1条の規定による廃止前の尼崎市乗合自動車乗車料条例（以下「廃止前の条例」という。）第3条第1項第3号に掲げる乗車料をいう。以下同じ。）及び定期乗車料（同項第4号に掲げる乗車料をいう。以下同じ。）のうち、廃止前の条例第4条第1項の規定により前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に発行された乗車券のうち同条第3項の規定を適用したならば一部施行日以後も使用することができるものに係る回数乗車料及び定期乗車料については、尼崎市自動車運送事業管理者（この条例の施行の日以後にあっては、市長）が別に定めるところにより、一部施行日以後も還付することができる。
- 3 一部施行日前の使用に係る貸切自動車の乗車料については、なお従前の例による。
- 4 平成27年10月1日から平成28年3月31日までの尼崎市自動車運送事業の業務状況説明書類（第2条の規定による改正後の地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項に規定する業務状況説明書類をいう。）については、改正後の条例第5条中「尼崎市下水道事業」とあるのは「平成27年10月1日から平成28年3月31日までの尼崎市自動車運送事業」と、「同条第2項中「前項」とあるのは「次条」とあるのは「同条第2項中「前項」とあるのは「尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成27年尼崎市条例第 号。以下「廃止等条例」という。）付則第4項の規定により読み替えて適用する次条」と、「第1項」とあるのは「次条」とあるのは「第1項」とあるのは「廃止等条例付則第4項の規定により読み替えて適用する次条」と、「同条第5項中「前項」とあるのは「次条」とあるのは「同条第5項中「前項」とあるのは「廃止等条例付則第4項の規定により読み替えて適用する次条」として、同条の規定を適用する。

( 説 明 )

尼崎市自動車運送事業の民営化に伴い、自動車運送事業に係る条例を廃止するとともに、関係条例の改正が必要であることから、本案を提出する。

その他





議案第 104 号

工事請負契約の変更について

旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的    | 旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事請負契約<br>の変更のため                     |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市食満 5 丁目 2 2 番 1 号<br>工事概要 校舎等解体撤去工事         |
| 3 | 変更後の契約金額 | 2 8 2 , 5 2 3 , 6 8 0 円                             |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市大庄西町 1 丁目 6 番 2 3 号<br>大松建設株式会社<br>代表取締役 松 本 康 利 |

( 説 明 )

平成 27 年 3 月 3 日に議決された旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
と び 土 工	校舎解体工事 管理・特別教室棟 鉄筋コンクリート造り 4階建て 2棟 普通教室棟 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延床面積 約11,338平方メートル 屋内運動場・柔剣道場・食堂棟解体工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延床面積 約2,719平方メートル 付帯建築物解体工事 昇降機、渡り廊下、階段、守衛室、ポンプ室、体育倉庫、自転車置場及び倉庫等 付帯構造物解体工事 プール、テニスコート、バレーコート、野球及びラグビー施設等 その他解体付帯工事 外構解体、電気・機械設備解体及び敷地整地等 今回変更内容 平成27年2月からの労務・材料等単価の適用及び交通誘導員の増員配置、防音シートのかさ上げ等

変更前契約

- 1 契約の目的 旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市食満5丁目22番1号  
工事概要 校舎等解体撤去工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 276,048,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市大庄西町1丁目6番23号

大松建設株式会社

代表取締役 松 本 康 利



議案第 105 号

工事請負契約の変更について

大庄小学校校舎棟耐震補強等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的    | 大庄小学校校舎棟耐震補強等工事請負契約の変更のため                      |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市大庄中通 4 丁目 4 3 番地の 1<br>工事概要 校舎棟耐震補強等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 360,194,040 円                                  |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地<br>株式会社三田工務店<br>代表取締役 三 田 恭 男 |

( 説 明 )

平成 27 年 3 月 3 日に議決された大庄小学校校舎棟耐震補強等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 3,595平方メートル 主な工法 耐震壁増設
	南東棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 2,486平方メートル 主な工法 耐震壁増設
	南西棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 958平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 907平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	既存校舎改修工事(北棟、南東棟、南西棟、給食室棟、 便所棟)
	耐震補強等工事に伴う電気設備工事 " 機械設備工事
	今回変更内容 平成27年2月からの労務・材料等単価の適用

変更前契約

- 1 契約の目的 大庄小学校校舎棟耐震補強等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市大庄中通4丁目43番地の1

工事概要 校舎棟耐震補強等工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 359,316,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市道意町3丁目1番地

株式会社三田工務店

代表取締役 三 田 恭 男





議案第 106 号

工事請負契約の変更について

大島小学校北棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |            |   |
|------------|---|
| 1 契約の目的    | 大島小学校北棟改築等工事請負契約の変更のため  |
| 2 契約の内容    | 工事場所 尼崎市稲葉荘 2 丁目 10 番 7 号<br>工事概要 北棟改築等工事                               |
| 3 変更後の契約金額 | 1,068,507,600 円   |
| 4 契約の相手方   | 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 11 号<br>宮崎・苅田特別共同企業体<br>代表者 宮崎建設株式会社<br>代表取締役 宮 崎 俊 二 |

( 説 明 )

平成 25 年 10 月 4 日に議決された大島小学校北棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>北棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 13,376.62平方メートル</p> <p>建築面積 1,709.17平方メートル</p> <p>延べ面積 5,386.46平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、コンピュータ教室、図書室)、管理諸室、多目的スペース</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 876平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨梁補強</p> <p>既存校舎等解体工事(北棟、機械室棟等)</p> <p>既存校舎改修工事(東棟、西棟、給食室棟)</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p> <p>今回変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)</p>

変更前契約

- 1 契約の目的 大島小学校北棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市稲葉荘2丁目10番7号  
工事概要 北棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,062,600,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号

宮崎・苅田特別共同企業体

代表者 宮崎建設株式会社

代表取締役 宮崎 俊 二



議案第 107 号

工事請負契約の変更について

立花小学校校舎棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的    | 立花小学校校舎棟改築等工事請負契約の変更のため  |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 2 6 番 1 号<br>工事概要 校舎棟改築等工事                                |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1, 876, 775, 640 円   |
| 4 | 契約の相手方   | 神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 1 4 号<br>浅沼・サージ・コア共同企業体<br>代表者 株式会社浅沼組神戸支店<br>支店長 芦 田 造 |

( 説 明 )

当初契約を平成 25 年 10 月 4 日に、変更契約を平成 26 年 3 月 11 日に議決された立花小学校校舎棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
建 築	校舎棟改築工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	敷地面積 18,330.43平方メートル
	建築面積 3,692.02平方メートル
	延べ面積 8,556.54平方メートル
	(主な諸室)
	普通教室、特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、 図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室等)、管理諸 室、給食室、多目的スペース
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
	延べ面積 891平方メートル
主な工法 鉄骨屋根補強	
既存校舎等解体工事(南棟、北西棟、給食室棟等)	
屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)	
今回変更内容	
賃金又は物価の変動に伴うインフレライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)	

変更前契約

- 1 契約の目的 立花小学校校舎棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市栗山町2丁目26番1号  
工事概要 校舎棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,824,168,840円
- 5 契約の相手方 神戸市中央区八幡通3丁目1番14号  
浅沼・サージ・コア共同企業体

代表者 株式会社淺沼組神戸支店  
支店長 芦 田 造





議案第 108 号

工事請負契約の変更について

名和小学校北棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的    | 名和小学校北棟改築等工事請負契約の変更のため                            |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市名神町 3 丁目 1 番 5 1 号<br>工事概要 北棟改築等工事        |
| 3 | 変更後の契約金額 | 7 3 8 , 9 7 7 , 7 0 0 円                           |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市塚口町 1 丁目 1 0 番地の 5<br>株式会社吉川組<br>代表取締役 吉 川 壽 一 |

( 説 明 )

平成 25 年 10 月 4 日に議決された名和小学校北棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>北棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟</p> <p>敷地面積 15,293.41平方メートル</p> <p>建築面積 956.51平方メートル</p> <p>延べ面積 2,835.53平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、図書室)、多目的スペース</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 890平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨屋根補強</p> <p>既存校舎等解体工事(北棟等)</p> <p>既存校舎改修工事(南棟、東棟)</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p> <p>その他工事(昇降機棟増築)</p> <p>今回変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第26条関係)</p>

変更前契約

- 1 契約の目的 名和小学校北棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市名神町3丁目1番51号  
工事概要 北棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 701,091,300円

5 契約の相手方 尼崎市塚口町1丁目10番地の5  
株式会社吉川組  
代表取締役 吉 川 壽 一



議案第109号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成27年9月8日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 建物明渡し等請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要

原告本市は、滞納家賃を支払わない本市改良住宅の入居者たる被告[黒塗り]に対して、訴状の送達により当該改良住宅の賃貸借契約を解除するとともに、滞納家賃の支払及び当該改良住宅の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。



議案第 1 1 0 号

市道路線の一部廃止について

市道路線を次のとおり一部廃止するため、議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 一部廃止しようとする路線

路 線 名	廃 止 区 間
塚口第 7 号宮前横僧線	塚口町 2 丁目 3 4 - 9
	塚口町 4 丁目 4 1 - 1

( 説 明 )

他路線との重複に伴う路線

一般の通行も無く、廃止後の処分が可能な路線

・ 一部廃止路線 : 塚口第 7 号宮前横僧線

以上の路線を一部廃止するため、道路法第 8 条第 2 項 ( 同法第 1 0 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。 ) の規定により、本案を提出する。

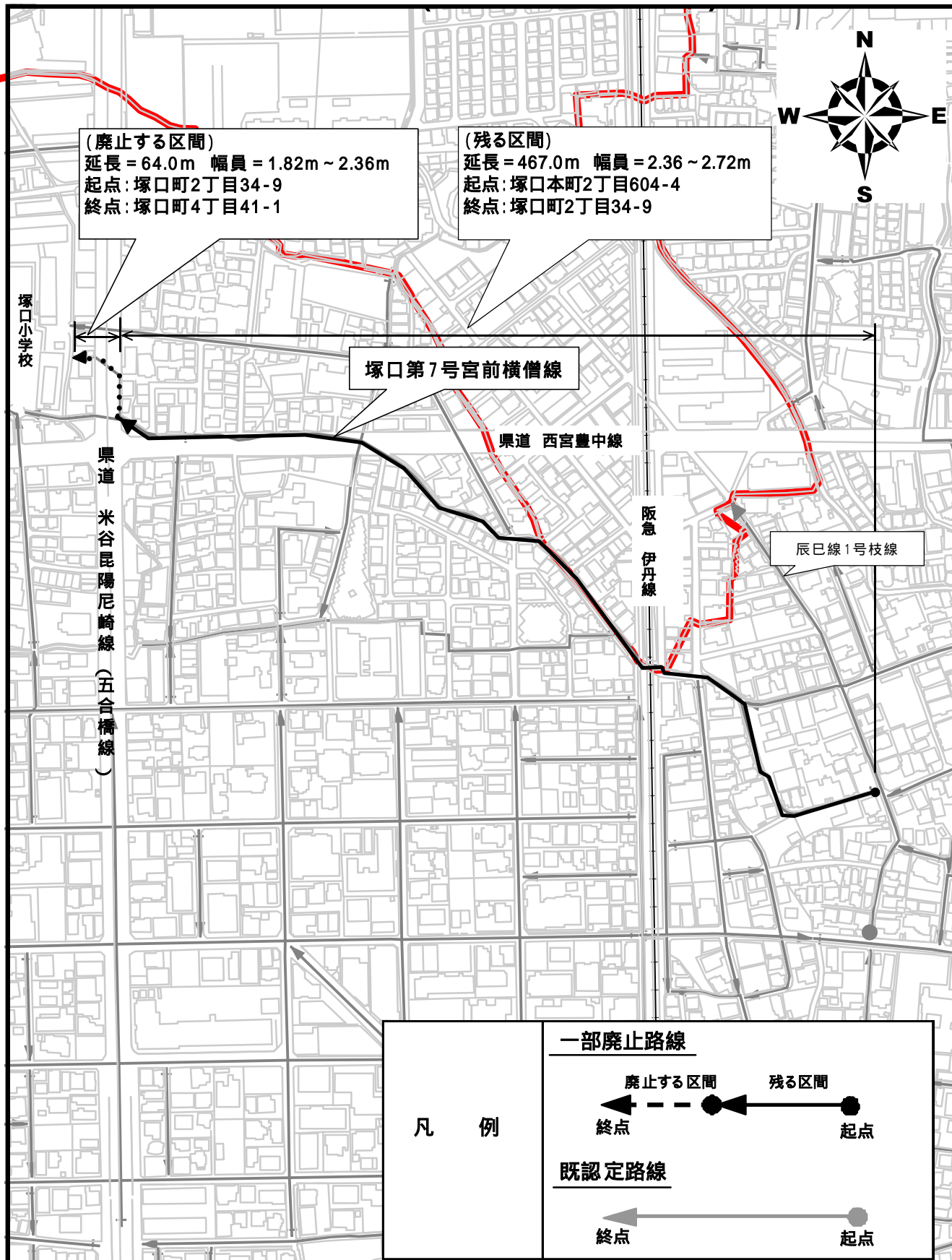
( 参 考 )

市道路線の一部廃止図 ( 別紙 )





## 市道路線の一部廃止図 ( S = 1/3500 )





議案第 1 1 1 号

市有地の売払いについて

市有地を次のとおり売払うため、議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 売払いの目的 産業まち交流拠点地区の市有地を産業用地として  
売払うため

2 売払いの市有地

所在地番	地目	面積
尼崎市扇町 2 1 番	宅地	6 , 9 7 2 . 5 7 平方メートル

3 売払いの金額 6 2 7 , 1 8 2 , 6 7 1 円

4 売払いの相手方 東京都港区虎ノ門 3 丁目 2 2 番 1 0 - 2 0 1 号  
P A S S A T 特定目的会社  
取締役 松 澤 和 浩

( 説 明 )

産業まち交流拠点地区の市有地を産業用地として売払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。



議案第 1 1 2 号

平成 2 6 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について

平成 2 6 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	7 , 4 6 6 , 7 2 2 , 5 4 2 円
2	処分方法及び処分量	
(1)	建設改良積立金の積立て	6 1 6 , 2 4 4 , 8 1 7 円
(2)	資本金への組入れ	4 , 8 5 0 , 4 7 7 , 7 2 5 円

( 説 明 )

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、本案を提出する。



議案第 1 1 3 号

平成 2 6 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に  
ついて

平成 2 6 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとお  
り処分するため、議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	7 , 2 5 0 , 4 4 5 , 5 4 9 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	建設改良積立金の積立て	7 8 7 , 6 8 8 , 6 5 6 円
(2)	資本金への組入れ	6 , 4 6 2 , 7 5 6 , 8 9 3 円

( 説 明 )

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。





議案第 1 1 4 号

平成 2 6 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の  
処分について

平成 2 6 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次  
のとおり処分するため、議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	4 , 8 9 4 , 0 1 8 , 7 4 5 円
2	処分方法及び処分額	
(1)	建設改良積立金の積立て	3 8 2 , 9 0 6 , 6 3 8 円
(2)	資本金への組入れ	3 , 8 7 4 , 8 0 8 , 3 5 8 円

( 説 明 )

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。

